

障害者雇用納付金制度をご存じですか？

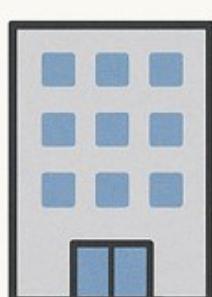
障害者雇用納付金制度（納付金制度）とは、障害者が安心して働ける社会を実現するため、社会全体が協力して支え合う仕組みのことです。

納付金制度では、障害のある方を雇う企業への助成やサポートを行い、企業で障害者を雇うときに発生する経済的負担の調整を行っています。

●根拠法律「障害者の雇用の促進等に関する法律」

障害者雇用納付金制度

障害者の雇用をみんなで支える仕組み



JEED



障害者を雇っていない
(法定雇用率以下)

納付金

障害者を雇っている
(法定雇用率超)

調整金

障害者を雇っていない企業が納付金を支払い^(※1)
雇っている企業に調整金等を支給

※1…月80時間以上働く従業員が100人以上の企業のみ

構成

1

納付金制度のキホン

～この用語は押さえておこう！～

2ページへ

2

私が働いている企業は、納付金制度の対象になるの？

2ページへ

3

対象になっている場合には、何をする必要があるの？

2ページへ

～どんな手続きがあるのか確認してみよう！～

4

手続きした後

～何かやらないといけないことはあるの？何か受け取れるの？～

3ページへ

5

手続きについてもっと詳細を知りたい！

～JEED^(※2)では、納付金制度をもっと理解してもらうための資料をご用意しています。～

3ページへ

納付金制度のキホン

～この用語は押さえておこう！～

◇ 法定雇用率

企業が雇っている社員や従業員（以下「社員」）の人数に応じて雇わなくてはならない障害者の割合のこと。
(2025年4月:2.5%、2026年7月以降:2.7%)

◇ 障害者雇用納付金（納付金）

法定雇用率を達成していない企業が JEED に納付するお金のこと。

◇ 障害者雇用調整金（調整金）

法定雇用率を超過して障害者を雇っている企業に対して JEED が支給するお金のこと。

◇ 常用雇用労働者

雇っている社員のうち 1 週間の労働時間が 20 時間以上の社員のこと。

◇ 対象障害者

雇っている障害者のうち、納付金・調整金などの申告申請対象となる障害者のこと。

◇ 申告申請対象期間

申告申請の手続きを行う 1 つ前の年度（4 月～3 月）のこと。

（申告=納付金の申告、申請=調整金の支給申請）



2 私が働いている企業は、納付金制度の対象になるの？

【対象になる条件】

常用雇用労働者の人数が 100 人を超える月が 4 月～3 月の 1 年間^(※3)を通して 5 か月以上あること。

<確認に必要な書類>

社員の労働時間が分かる書類（雇用契約書や労働条件通知書など）

<確認方法>

雇用契約書などを基に、全ての社員の雇用している期間や労働時間を確認する。



（詳細は JEED が発行する『障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書』をご参照ください。）

（※3）年度の途中で起業、倒産、合併等をした場合は、取扱いが異なる場合があります。

3 対象になっている場合には、何をする必要があるの？

～どんな手続きがあるのか確認してみよう！～

【対象になっている場合】

① 準備した書類を基に、専用サイト^(※4)で申告申請書を作成する。

② 作成した申告申請書を専用サイトから送信^(※5)する。

③ JEED からメールが返信されるので、メールを開いて申告または申請が完了したことを確認する。^(※6)

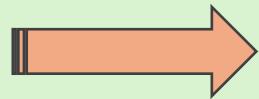


➡ (流れのイメージ)

① 申告申請書の作成



② 申告申請書の送信



JEED

③ メールの返信

図 電子申告申請システムサイト画面

（※4）上図の電子申告申請システム専用サイトで作成できます。専用サイトへは、JEED ホームページからアクセスできます。（※5）このことを”電子申告申請”といいます。（※6）申告または申請した内容によっては、エラーのため申告申請ができない旨がメールに記載されている場合があります。

手続きした後

～何かやらないといけないことはあるの？ 何か受け取れるの？～

【申告申請後にしなくてはならないこと】

①-1 納付金の納付が必要な場合

申告申請書で申告した金額を納付してください。

★ 納付期限：5月15日（土日祝日の場合は翌平日）

★ 支払いは、指定金融機関窓口またはペイジー  からお願ひいたします。

なお、支払いには専用の納付書が必要です。前年度で申告申請の対象だった企業などには、事前に JEED から納付書を発送しています。

①-2 申告申請書で調整金を申請した場合

手続きは不要です。10月～12月の間に支給通知書が届きますので、内容をご確認ください。

② JEED が審査した結果、申告または申請した内容に確認が必要な場合

JEED から企業ご担当者様あて連絡させていただき、必要に応じて再度申告申請書をご提出いただきます。

上記のほか、企業ご担当者様が申告または申請した内容で誤りなどを発見した場合や、企業の事業廃止などでも手続きが必要になります。詳しくは『障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書』をご確認ください。

手続きについてもっと詳細を知りたい！

～JEED では、納付金制度をもっと理解してもらうための資料をご用意しています。～

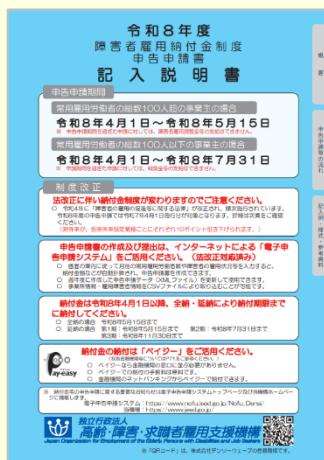
【各種資料の紹介】

JEED では、障害者雇用納付金制度をより理解していただくために、次のような資料をご用意しています。

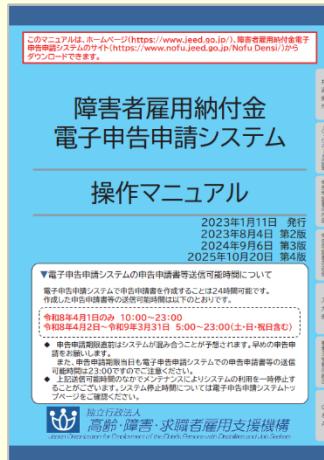
JEED ホームページからダウンロード・視聴でき、申告申請に必要なことを網羅していますので、
申告申請の対象となる場合は、必ず一読してください。



『障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書』



『障害者雇用納付金電子申告申請システム操作マニュアル第4版』



『障害者雇用納付金制度申告申請解説動画』



『障害者雇用納付金電子申告申請システム解説動画』



動画は YouTube(JEED CHANNEL)でも公開中です！

ご紹介した①～⑤の詳細は「障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書」に記載されています。JEED ホームページからご確認いただくことができます。

«参考»

【障害者雇用納付金と障害者雇用調整金の単価および計算方法・社員などの計上方法】

«障害者雇用納付金»

障害者雇用納付金の額=

(雇わなくてはならない障害者の数-対象障害者の数)の各月の合計数×@50,000 円

«障害者雇用調整金»

障害者雇用調整金の額=

(対象障害者の数-雇わなくてはならない障害者の数)の各月の合計数×@29,000 円 (※7)

(※7) 「(対象障害者の数-雇わなくてはならない障害者の数)の各月の合計数」が120人月まで。以降は@23,000 円に減額。

【常用雇用労働者数の把握・計上の方法】

納付金制度上の常用雇用労働者は、1週間の労働時間が20時間以上の社員のみです。

毎月の常用雇用労働者の数は、雇用契約書などの資料を基に計上していきます。

●常用雇用労働者には2種類存在します!

納付金制度では、常用雇用労働者を次のように区別し、計上を行います。

- ① 1週間の労働時間が30時間以上の社員は、「短時間以外の常用雇用労働者」…1人
- ② 1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の社員は、「短時間労働者」…0.5人

「1人」や「0.5人」とは、納付金の対象となるか判断するための人数です。

この人数の合計が100人を超えたとき、納付金の対象となります。



【障害者数の把握・計上の方法】

納付金・調整金等の対象となる障害者は、次の表のとおり換算して人数の計算を行います。

社員が「障害者」であるか確認するためには、社員から障害者手帳を提供してもらう必要があります。

障害者手帳を提供してもらう際は、利用目的の明示や本人の同意など、障害者のプライバシーに配慮してください。

障害の程度	短時間以外の常用雇用労働者	短時間労働者	特定短時間労働者 (※8)
重度障害者 (身体・知的)	1人を「2人」	1人を「1人」	1人を「0.5人」(※9)
重度以外の障害者 (身体・知的)	1人を「1人」	1人を「0.5人」	計算対象外(「0人」)
精神障害者	1人を「1人」	1人を「1人」	1人を「0.5人」(※9)

CHECK! (例) 次の障害者を1人ずつ雇っており、全員「短時間労働者」の場合

対象となる障害者数



(※8) 特定短時間労働者…1週間の労働時間が10時間以上20時間未満の社員

(※9) 就労継続支援 A型事業所の利用者は計算対象外となります。

«令和8年度申告申請期間等について»

種別	申告申請期間	提出方法	納付期限／支給時期
障害者雇用納付金	令和8年4月1日～ 令和8年5月15日	① 電子申告申請システム ② 窓口へ郵送・持ち込み	令和8年5月15日
障害者雇用調整金			令和8年10月～12月

らしく、はたらく、ともに /



JEED

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers